

平成 27 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの  
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 28 年 5 月



# 「平成 27 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

## ○ 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で 14 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄  
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 27 年度の政策評価実施件数は、2,657 件（平成 26 年度実績：2,432 件）

○ 事前評価：863 件

- ・ 公共事業：388 件
- ・ 研究開発課題：138 件
- ・ 規制：129 件 等

○ 事後評価：1,794 件

- ・ 目標管理型の政策評価（注）：303 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価：439 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：983 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

## 2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等を実施

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：246 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：54 件 等

イ 予算概算要求への反映状況

- ・ 予算概算要求への反映：257 件

ウ 事前分析表への反映状況

- ・ 達成すべき目標を変更：7 件
- ・ 測定指標を変更：102 件
- ・ 達成手段を変更：17 件 等

○ 未着手・未了の事業の事後評価

- ・ これまでの取組を引き続き推進：419 件
- ・ 事業の改善・見直しを実施：12 件
- ・ 事業の休止又は中止：8 件

⇒ 3 省で計 8 事業を休止又は中止 [厚生労働省、農林水産省、国土交通省]

上記8事業に係る総事業費：約1,201億円

同 残事業費：約 752億円

### 3 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）  
「食育の推進」（平成27年10月23日意見通知）及び「グローバル人材育成の推進」（評価を実施中）について実施
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）
  - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検  
対象とした政策評価は、12行政機関の105件。このうち93件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は20件
  - ・ 規制の事前評価の点検  
対象とした政策評価は、9行政機関の79件。このうち54件について課題を指摘し、補足説明等を求めた。
  - ・ 公共事業に係る政策評価の点検  
対象とした政策評価は、3行政機関の7事業区分33件。このうち8件について個別の課題を指摘。また、13件について事業区分等に共通する課題を指摘。指摘に対し、各行政機関が評価のやり直し等を実施中

### 4 平成27年度における政策評価の取組（トピック）

- 政策評価の改善方策についての検討状況  
平成28年2月、政策評価審議会において、以下の政策評価の改善方策を取りまとめ
  - ・ 目標管理型の政策評価
    - ① モニタリングの活用・評価対象の見直し
    - ② 目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化
    - ③ 測定指標の定量化等
  - ・ 規制に係る政策評価
    - ① ベースライン（比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合の状況）の適切な設定
    - ② 費用・便益の定量化・金銭価値化の方法（金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化）
    - ③ 代替案（比較対象となる規制以外の手段、他の規制手法）の適切な設定

## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 27 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 14 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 27 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 27 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 27 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

# 目 次

<b>I</b>	<b>政策評価制度の概要</b>	
1	政策評価制度の仕組み等	1
2	政策評価の実施時期	6
3	政策評価の方式等	7
<b>II</b>	<b>平成 27 年度における政策評価の取組（トピック）</b>	
1	目標管理型の政策評価の改善方策についての検討状況	11
2	規制に係る政策評価の改善方策についての検討状況	12
<b>III</b>	<b>政策評価等に関する計画、平成 27 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕</b>	
1	各行政機関が行う政策評価（概要）	15
2	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	33
<b>IV</b>	<b>各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕</b>	
	内閣府	37
	宮内庁	47
	公正取引委員会	49
	国家公安委員会・警察庁	53
	個人情報保護委員会	61
	金融庁	65
	消費者庁	73
	復興庁	79
	総務省	83
	公害等調整委員会	89
	法務省	93
	外務省	99
	財務省	111
	文部科学省	119
	厚生労働省	127
	農林水産省	143
	経済産業省	157
	国土交通省	165
	環境省	189
	原子力規制委員会	195
	防衛省	199
<b>V</b>	<b>評価専担組織としての総務省が行う政策の評価</b>	
1	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況	203
2	統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等	205

- \* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 27 年度に評価書が公表されたものである。  
なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成 28 年度予算の成立(平成 28 年 3 月 29 日)に伴い同年 4 月までに公表されたものを含み、26 年度報告に含まれたものを除いている。
- \* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要(総括表)」及び「3 評価対象政策の一覧」の 3 項目で構成している。  
なお、3 で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html))に掲載している。
- \* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html))において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

